

◇ 第115号 ◇

令和5年3月22日発行

令和5年度 事業計画・予算決まる

令和5年2月22日(水)開催の第186回理事会、3月7日(火)第159回評議員会において承認された令和5年度事業計画・予算のあらましは次のとおりです。

1 基本方針

- ① 本県の教職員の総合的な福祉団体として、会員の福利厚生の上向と本県教育文化の振興、及びその目的達成に必要な事業の適正な運営に努めます。
- ② 一般財団法人移行に伴って整備された、機関設計、定款、内部規程等を遵守し、財団の適切な運営に努めます。
- ③ 互助団体を取り巻く厳しい経済・社会情勢を的確に把握し組織・財政及び事業に関わる諸課題の克服に努めます。

2 事業計画

- ① 事業検討委員会に、答申に基づく事業の検証や中長期の展望に立った答申を求め、変化に対応できる体制確立を目指します。
- ② 財政状況を勘案するなか、会員の福利厚生事業の充実を図るように務めます。
- ③ 各地区の事業を支援すると共に、地区と連携し会員の拡大(新採用者の全員加入、退職者への退互部加入)に努めます。
- ④ 県教委より受託した健康管理推進事業、元気回復事業は、会員の希望を踏まえ効果的な事業展開に努めます。
- ⑤ 公認会計士、顧問税理士に指導、助言を求めながら、安定的、継続的財政基盤の確立を目指します。

3 事業の一覧

- ① 教育文化事業
教育文化事業を実施すると共に、各地区にも事業助成金を支出します。
- ② 会員医療見舞金(会員に対する医療給付)
会員が医療機関で受診したとき法定医療費から公立学校共済組合負担額を控除した額から2,000円と100円未満の端数を控除した額を上限6,000円の範囲内で給付します。
- ③ 療養見舞金
会員が引き続き30日以上傷病のため休職発令を受け療養している場合
無給休職で傷病手当金・同付加金給付終了後→50,000円
有給休職及び傷病手当金・同付加金給付期間→10,000円
- ④ 会員入院療養見舞金
会員が5日以上入院したとき 1日につき700円を給

付します。

- ⑤ 災害見舞金(災害をうけたとき)
会員が風水害、火災等で、住居家屋が被災したとき
全壊又は全焼した場合→200,000円以内
半壊又は半焼した場合→100,000円以内
1/3の場合 → 50,000円以内
1/3~1/5の場合 → 30,000円以内
一般見舞金 → 10,000円以内
- ⑥ 死亡弔慰金
本人→200,000円 配偶者→50,000円 扶養家族→10,000円
- ⑦ 出産見舞金
会員及び会員の配偶者が出産したとき 10,000円
- ⑧ 入学祝金
会員の子どもが小学校に入学したとき 5,000円
- ⑨ 卒業祝金
会員の子どもが中学校を卒業したとき 5,000円
- ⑩ 結婚祝金 会員が結婚したとき 30,000円
- ⑪ 介護手当金
会員が介護休暇を取得したとき、3ヵ月を限度として日額8,000円を給付します。(公立共済給付後)
- ⑫ 退職生業資金
会員が退職した時、規程に基づき給付します。
- ⑬ 永年加入者無給付者給付金
互助組合加入20年以上、年齢45歳以上で会員医療見舞金、入院療養見舞金以外の給付を受けていない会員に15,000円給付(自動給付・会員期間1回)
- ⑭ 会員のための福利厚生事業
放送大学履修補助、健康相談事業、法律相談事業、地区厚生事業助成特約店割引等

各種給付の効力は3年です。
会員医療見舞金は、県費負担の会員は自動給付です。また平成26年4月1日より「会員入院療養見舞金」は請求給付となりました。
よろしくお願ひします。



おもな記事

令和5年度事業計画	1	互助団体生命より	3
令和5年度予算の概要	2	アブラック広告	4
貸付事業のご案内	3		

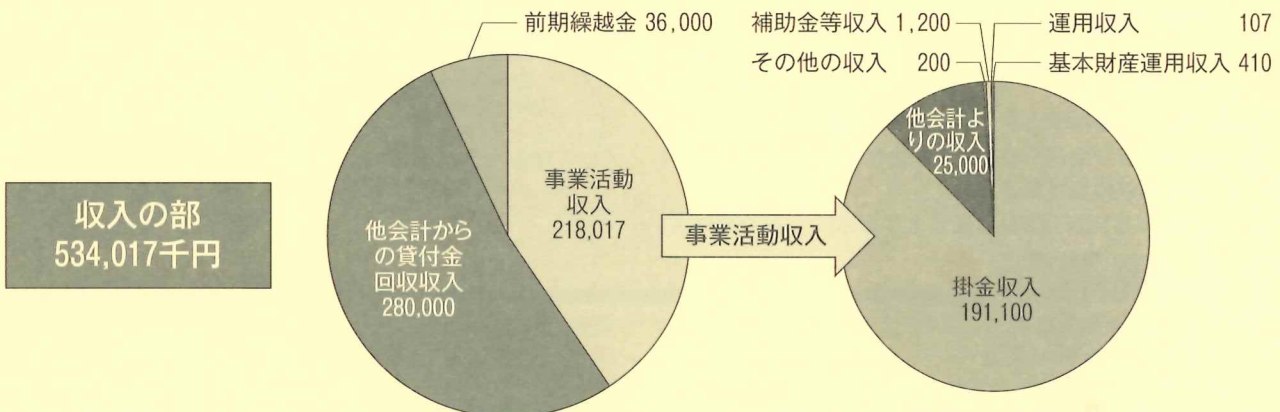
令和5年度 互助組合収支総括表

(単位：千円)

科 目	一般会計	収益会計	退互部会計	資産運用会計	受託事業会計 (元気回復)	受託事業会計 (健康管理)	会計間取引 の調整	合 計
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入								
基本財産運用収入	410							410
掛 金 収 入	191,100		154,100					345,200
運 用 収 入	107	101	1	52,269				52,477
補 助 金 等 収 入	1,200							1,200
貸 付 金 収 入				60,470				60,470
受 取 利 息				1,830				1,830
保 険 手 数 料 収 入		22,080						22,080
受 取 手 数 料 収 入		22,270						22,270
受 託 事 業 収 入					13,903	18,448		32,351
そ の 他 の 収 入	200	9,600						9,800
他会計よりの収入	25,000		39,000				△ 39,000	25,000
事業活動収入計	218,017	54,051	193,101	114,569	13,903	18,448	△ 39,000	573,088
2. 事業活動支出								
事 業 費	357,085		94,723		12,165	17,493		481,466
管 理 費	20,863	56,885	771	8,120	1,738	955		89,332
貸 付 金 支 出				148,000				148,000
他 会 計 へ の 支 出		0		64,000			△ 39,000	25,000
事業活動支出計	377,948	56,885	95,494	220,120	13,903	18,448	△ 39,000	743,798
事業活動収支差額(A)	△ 159,932	△ 2,835	97,607	△ 105,551	0	0	0	△ 170,710
II 投資活動収支の部								
1. 投資活動収入								
投資活動収入計	0	0	0	136,373	0	0	0	136,373
2. 投資活動支出								
投資活動支出計	940	2,000	0	200,000	0	0	0	202,940
投資活動収支差額(B)	△ 940	△ 2,000	0	△ 63,627	0	0	0	△ 66,567
III 財務活動収支の部								
1. 財務活動収入								
財務活動収入計	280,000	0	50,000	305,800	0	0	△ 635,800	0
2. 財務活動支出								
財務活動支出計	151,700	0	154,100	330,000	0	0	△ 635,800	0
財務活動収支差額(C)	128,300	0	△ 104,100	△ 24,200	0	0	0	0
IV 予備費支出(D)	2,000	2,000	100					4,100
当期収支差額(A)+(B)+(C)-(D)	△ 34,572	△ 6,835	△ 6,593	△ 193,378	0	0		△ 241,377
前期繰越収支差額	36,000	18,000	20,000	1,000,000	0	0		1,074,000
次期繰越収支差額	1,429	11,166	13,407	806,622	0	0		832,623

令和5年度 一般会計予算の概要

(単位：千円)



組合員の皆さんへ
令和5年4月1日から

貸付事業のご案内

貸付利率が大幅に下がります！
 ↓ ↓ 年利 1.60% ⇒ 年利 0.90% ↓ ↓

互助組合では、皆さまのかねてからのご要望にお応えして、低金利と高い利便性を基本に貸付制度の見直しを行いました。

医療、結婚、自動車の購入、お子様の進学、住宅の購入やリフォームなど臨時に資金が必要になったときは、ご検討ください。

※貸付利率は毎年国が示す「特例基準割合の率」とし、今後は連動して変更します。

※ご利用の際には、ホームページ（令和5年4月1日掲載予定）でご確認いただくか、お電話等でお気軽にお問い合わせください。

【貸付担当】電話 055-222-2613

貸付種類		限度額 (10万円単位)	償還回数
一般貸付	生活資金貸付	300万円	120回以内
	自動車貸付	300万円	180回以内
	教育資金貸付	300万円	120回以内
住宅貸付		1,500万円	360回以内

速報

一般財団法人 山梨県教職員互助組合

「互助団体生命共済制度」の配当金が還付されました!! (保険期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日)

みんなのMYポータルから配当金額を確認することができます!

互助団体生命共済
「年金型」配当率
約 **39.1%**

互助団体生命共済
「一時金型」配当率
0%

医療保障保険
配当率
約 **31.7%**



- この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。ただし、ベース医療、傷害プラン、医療プラン<基本型>、医療プラン<オプション部分>、重病克服支援制度、長期療養プラン、退職後継続制度については配当金はありません。
- 各制度内容の詳細につきましてはパンフレットをご一読ください。

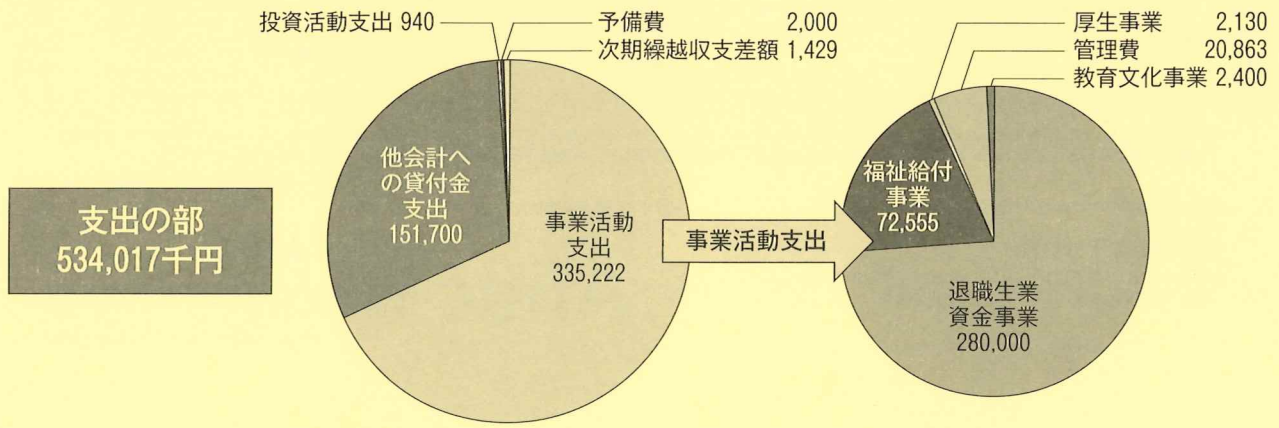
配当金については、令和5年2月28日(火)に
教口座へ送金しています。
確認してみてください!

<保険金・給付金支払状況> (保険期間：令和4年1月1日～令和4年12月31日)

互助団体生命共済「年金型」
4件 - 4,200万円

互助団体生命共済「一時金型」
5件 - 8,600万円

医療保障保険
86件 - 354万円



がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

医療保険
EVER Prime

No.1
アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

心配な
「がん」の
備えに

「生きる」を創る
がん保険
WINGS

契約年齢
0歳～
満85歳まで
※ご契約内容により異なります。

保障が充実。なのに、ムダがない医療保険。
ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく、最適な保障を備えていただけます。

■健康祝金ありプラン 入院給付金日額/三大疾病無制限入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 外来手術増額特別付き

入院	疾病・災害入院給付金	10日以内の場合 一律10日分	11日以上の場合 1日につき
		5万円	5,000円
三大疾病無制限入院給付金	三大疾病(*1)で疾病・災害入院給付金の支払限度日数をこえる入院をしたとき	1日につき	
		5,000円	
手術	手術給付金	外来手術(特定手術を除く) 1回につき	入院手術(特定手術を除く) 1回につき
		5万円	
	特定手術	がん(悪性新生物)に対する開胸・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など 1回につき	
放射線治療	放射線治療給付金	1回につき 5万円	
通院	疾病・災害通院給付金	1日につき 5,000円	
祝金	健康祝金(*2)	所定の条件を満たした場合 3年ごとに 2.5万円	

終身

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険。
治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障

精密検査	要精検後精密検査給付金(*3)	検診ごとに1年に1回	2万円	(※4) 10年満期
------	-----------------	------------	-----	------------

▼治療中の保障

診断	診断給付金	一時金として がん 50万円	上皮内新生物 5万円	(※6) 終身
	特定診断給付金(*5)	一時金として がん 50万円		
	複数回診断給付金	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円		
入院	入院給付金	1日につき 10,000円		(※6) 終身
通院	通院給付金	1日につき 10,000円		
治療	治療給付金	受けた月ごと 10万円 ホルモン剤治療のみの場合 5万円		(※4) 10年満期
	特定保険外診療給付金(*5)(*7)	受けた月ごと 50万円		
	がんゲノムプロファイリング検査給付金(*5)	受けた月ごと 10万円		
先進医療・患者申出療養	がん先進医療・患者申出療養給付金(*5)	自己負担額と同額(通算2,000万円まで)		(※5)
	がん先進医療・患者申出療養一時金(*5)	一時金として1年に1回 15万円		

➕ さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	〈外見ケア特約〉 外見ケア給付金(*5)	①顔・頭部の手術②手足の切断術 ③髪の色毛症状	1回限り 10万円	(※4) 10年満期
------	-------------------------	-------------------------	-----------	------------

特定保険料払込免除特約(*5) 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※3) 所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※4) 所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※5) 上皮内新生物は、保障の対象外です。(※6) 治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※7) がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。△保障開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。団体(集団)取扱の待ち期間については【注意喚起情報】をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 団体(集団)取扱

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,645円	3,325円	4,440円	7,085円
女性	2,910円	3,530円	4,260円	6,000円

※健康祝金がない「健康祝金なしプラン」もあります。 ※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合(保険料が割増となる場合)があります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

2022年8月22日現在

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

(募集代理店)(アフラックは代理店制度を採用しています)

(引受保険会社)

株式会社山交 保険部

〒400-0031 甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル 2F
電話:0120-190-805 FAX:055-237-0989

「生きる」を創る。



アフラック 山梨支社

〒400-0031
甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F
Tel:055-223-5592